

「那覇てんぶすビジョン」広報掲載取扱要綱

平成29年1月26日

経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「那覇てんぶすビジョン」運営要綱第4条第1項第1号及び同条第2項の規定に基づき、広報を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広報の掲載期間)

第2条 広報の掲載期間は、3ヶ月を超えない範囲とする。

(広報掲載の申し込み)

第3条 広報の掲載を申し込む者（以下「広報申込者」という。）は、広報掲載申込書（第1号様式）又はインターネットを利用した申込フォームに必要事項を記載し、次に掲げる資料等を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 映像媒体
- (2) 事業の概要が分かる資料
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(広報掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による広報掲載の申し込みがあったときは、当該内容について、なほまち振興課において審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により提出された映像について、ビジョンに掲載することが適当でないと認めるときは、広報申込者に対して広報内容の変更を求めることができる。

3 市長は、広報申込者が複数あるときは、次の(1)～(4)の各号に掲げる順で順位付けを行い、優先順位の高い広報から掲載を決定する。

- (1) 那覇市中心市街地における活動に係る広報
- (2) 那覇市内における活動に係る広報
- (3) 沖縄県内における活動に係る広報
- (4) 前各項以外の広報

4 市長は、前項の規定により広報掲載を決定したときは、その結果を「那覇てんぶすビジョン」広報掲載決定通知書（第2号様式）または「那覇てんぶすビジョン」広報非掲載決定通知書（第3号様式）により広報申込者に通知するものとする。

5 広報申込者は、前条に規定する広報掲載の申し込み後に、当該申し込みを取り下げる場合は、「那覇てんぶすビジョン」広報掲載申込取下げ書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(広報掲載料等)

第5条 広報掲載料は無料とする。

2 広報の制作に要する費用は、広報申込者の負担とする。

(広報申込者の責務)

第6条 広報申込者は、掲載する広報内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広報申込者は、広報掲載の申し込みまでに、広報内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、当該内容に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な処置を講じなければならない。

3 広報申込者は、広報について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広報申込者は、広報に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広報の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。